

法務省民二第678号
令和6年3月29日

法務局民事行政部長 殿
地方法務局長 殿

(新潟、金沢及び富山以外は、参考送付)

法務省民事局民事第二課長
(公 印 省 略)

令和6年能登半島地震に関し被災者生活再建支援法が適用された地域に所在する不動産の登記の登録免許税及び筆界特定の申請手数料の取扱いについて（通知）

不動産の所有権の移転等の登記における登録免許税の課税標準として不動産の価額を用いる場合は、固定資産課税台帳に登録された当該不動産の価格（登録免許税法（昭和42年法律第35号。以下「登免税法」という。）附則第7条）を用いることとなり、また、筆界特定の申請についての手数料の算定における対象土地の価額としては、固定資産課税台帳に登録された当該土地の価格（筆界特定申請手数料規則（平成17年法務省令第105号）第1条）を用いることとなります。

今般、令和6年能登半島地震に関し被災者生活再建支援法が適用された貴局管内の市町村において、地方税法（昭和25年法律第226号）第349条第1項の規定による価格の登録（以下「登録価格」という。）を予定しているものの、令和6年能登半島地震の影響によって課税事務に遅延が生じ、本年4月1日以降に登録され、当該登録価格が令和6年度の賦課期日（令和6年1月1日）における登録価格とされる不動産が生ずる見込みです。

そのため、これらの不動産についての所有権の移転等の登記における登録免許税及びこれらの土地を対象土地とする筆界特定の申請についての手数料の取扱いについては、下記のとおりとすることとしましたので、貴管下登記官に周

知方お取り計らい願います。

記

1 不動産についての所有権の移転等の登記に係る登録免許税を課する際には、令和5年度の賦課期日における登録価格を課税標準として登録免許税の額を算出するものとする。

その上で、令和6年度の賦課期日における価格が登録されたときは、その登録価格を基に登録免許税の額を再度算出し、現に納付された登録免許税の額が過大となる場合には、その部分の登録免許税の額につき、登録税法第31条第1項に基づいて、税務署長に対し、還付の通知を行う。

2 筆界特定の申請についての手数料を納付させる際には、令和5年度の賦課期日における登録価格を対象土地の価額として手数料の額を算出するものとする。

その上で、令和6年度の賦課期日における価格が登録されたときは、その登録価格を基に手数料の額を再度算出し、現に納付された手数料の額が過大となる場合には、その部分の手数料の額につき、申請人に対し、登録価格の改定に伴い、納付済みの手数料の額が過大であったことが判明した旨及びその差額に相当する金銭の払戻しを受けるためには払戻請求書を提出する必要がある旨を通知するとともに、払戻請求書用紙を送付する。

3 1及び2について、現に納付された登録免許税又は手数料の額が、再度算出した登録免許税又は手数料の額より過少となるときであっても、過少納付があったものとして取り扱うことを要しない。

4 1及び2における還付手続の具体的な事務処理の流れについては、別途連絡する。